

令和6年 第4回臨時会

西川町議会会議録

令和6年 4月18日 開会

令和6年 4月18日 閉会

西川町議会

令和6年西川町議会第4回臨時会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長あいさつ	4
○議案の上程	4
○提案理由の説明	5
○議案の審議・採決	6
○閉議・閉会の宣告	1 4
○署名議員	1 5

令和6年西川町議会第4回臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和6年4月18日（火）午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案の上程

承認第 1号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処
分の承認について

承認第 2号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いての専決処分の承認について

承認第 3号 西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例
の制定についての専決処分の承認について

承認第 4号 西川町産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につ
いての専決処分の承認について

議第 34号 令和6年度月山湖カヌースプリント競技場まねきの丘艇庫新築
工事請負契約の締結について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案の審議・採決

承認第 1号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決
処分の承認について

承認第 2号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いての専決処分の承認について

承認第 3号 西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条
例の制定についての専決処分の承認について

承認第 4号 西川町産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につ
いての専決処分の承認について

議第第34号 令和6年度月山湖カヌースプリント競技場まねきの丘艇庫新
築工事請負契約の締結について

日程第 7 報告第 1号 令和5年度西川町水道事業会計予算繰越計算書の報告につい

て

出席議員（９名）

1 番	佐 藤 大 議員	2 番	飯 野 幹 夫 議員
4 番	荒 木 俊 夫 議員	5 番	佐 藤 仁 議員
6 番	佐 藤 光 康 議員	7 番	大 泉 奈 美 議員
8 番	佐 藤 耕 二 議員	9 番	古 澤 俊 一 議員
10 番	菅 野 邦比克 議員		

欠席議員 3 番 後 藤 一 夫 議員

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	佐 藤 俊 彦 君
つ な ぐ 課 長	佐 藤 晃 君	企画財政課長	大 泉 健 君
企画財政課長	大 泉 健 君	町民税務課長	吉 見 政 俊 君
健康福祉課課長	荒 木 真 也 君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡 邊 永 悠 君
観 光 課 長	柴 田 知 弘 君	かせぐ課長	石 川 朋 弘 君
建設水道課長	眞 壁 正 弘 君	病院事務長	土 田 里 香 君
まなぶ課長	安 達 晴 美 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	飯 野 勇 君	議 事 係 長	鬼 越 晃 一 君
書 記	柴 田 歆 那 君		

〔開会時刻 午前 9時30分〕

◎開会の宣告

○菅野議長 おはようございます。

おはようございます。

ただいまの出席議員は、定足数に達しておりますので、これより令和6年西川町議会第4回臨時会を開会します。

なお、三番、後藤一夫議員から、会議規則第二条の規定により、欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

◎開議の宣告

○菅野議長 これから、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○菅野議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、6番 佐藤光康議員、7番 大泉奈美議員を指名します。

◎会期の決定

○菅野議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたい

と思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定しました。

◎町長のあいさつ

○菅野議長 日程第 3、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 皆様おはようございます。

本日、令和 6 年第 4 回臨時会を招集いたしましたところ、後藤一夫議員以外の 9 名の皆様にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

令和 6 年度月山湖カヌースプリント競技場まねきの丘艇庫新築工事請負契約議案や条例改正の専決処分の承認議案など急を要する議案が生じてまいりましたので臨時会を招集いたしましたところでございます。ご可決頂きたい月山湖カヌースプリント競技場はまさに西川町のカヌーの町、カヌーでの地域振興を進めていくこれからの必要な施設になります。しかし当初予算の時にもこの点ご説明させて頂きましたが、当初予算においてこういった箱物を造るというのは、将来に負担を残すという事で佐藤光康議員から反対の討論がございました。この内容をそのまま実行する、反対討論の内容をふまえましたが、こちらのカヌースプリント競技場は必ず西川に必要な施設だと考えております。このため当初予算のご可決をいただいた 8 名の議員からはなんとかこの議案のご動議を頂きたいと承知しております。

よろしくご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○菅野議長 以上で町長あいさつは終わりました。

◎議案の上程

○菅野議長 日程第 4、議案の上程を行います。

承認第 1 号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

承認第 2 号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

承認第 3 号 西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

承認第 4 号 西川町産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議第 34 号 令和 6 年度月山湖カヌースプリント競技場まねきの丘艇庫新築工事請負契約の締結について

◎提案理由の説明

○菅野議長 日程第 5、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程された議案についてご説明申し上げます。

承認第 1 号は、西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてでございます。

西川町町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため、提案するものでございます。

承認第 2 号は、西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてでございます。西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため、提案するものでございます。

承認第 3 号は、西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定

についての専決処分の承認についてでございます。

西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため、提案するものでございます。

承認第 4 号は、西川町産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてでございます。西川町産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため、提案するものでございます。

議第 34 号は、令和 6 年度月山湖カヌースプリント競技場まねきの丘艇庫新築工事請負契約の締結についてでございます。令和 6 年度月山湖カヌースプリント競技場まねきの丘艇庫新築工事について請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長がご説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案の審議・採決

○菅野議長 日程第 6、議案の審議・採決を行います。

承認第 1 号西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。吉見町民税務課長。

〔吉見町民税務課長 登壇〕

○吉見町民税務課長 承認第 1 号西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について補足説明を申し上げます。地方税法、所得税法の改正がなされ 4 月 1 日施行に伴い専決処分を行うものです。公益信託制度課税免除、令和 6 年度定額減税固定資産税評価替えに伴うものが主な改正内容となっております。

それでは新旧対照表でご説明申し上げますので新旧対照表の 1 ページをご覧ください。第 24 条につきまして、公益信託制度は個人や法人が財産を公益学術慈善事業等の目的のために信託し、銀行等の受託者がその財産管理を行う制度であり、この制度により生じた所

得については税を課さないというものです。又は、金銭の文言を削除するのは地方税法改正に合わせて用語の整理を行うものです。新旧対照表 1 ページから 3 ページをご覧ください。第 43 条、第 57 条並びに 118 条につきましては、町民税及び固定資産税並びに特別土地保有税の減免を定めたもので、減免該当が明らかであれば申請を要しないとするものです。また、あわせて一部用語の整理を行うものです。新旧対象表 3 ページをご覧ください。

附則第 2 条の 3 の 2 の削除につきましては、公益法人に対して行われた寄付は非課税ですが、寄付先の公益法人格が取り消された場合でも引き続き非課税とするものです。附則第 4 条の 5 は年号の訂正であります。新旧対照表の 4 ページから 11 ページになります。附則第 4 条の 7 から附則第 4 条の 9 までは、令和 6 年度に限り実施される住民税定額減税に関するものです。新旧対照表の 4 ページをご覧ください。附則第 4 条の 7 につきましては町民税定額減税の対象は、所得 1 千 8 百 5 万円以下のものとして、納税義務者控除対象配偶者及び扶養親族 1 名当たり 1 万円を住民税所得割から減税する制度を規定するものです。

附則第 4 条の 7 第 2 項につきましては、年金の特別徴収について寄付金控除前の金額から減税する旨の規定、また、翌令和 7 年度の仮徴収額について定額減税の前での額とするものです。新旧対照表の 4 ページから 6 ページをご覧ください。附則第 4 条の 8 につきましては普通徴収についての減額の方法新旧対照表の 6 ページから 11 ページをご覧ください。

附則第 4 条の 9 につきましては、年金特別徴収のうち初年度や仮徴収で納付された方の減税方法、年金特別徴収者が死亡した場合を規定しております。附則第 4 条の 10 につきましては扶養親族の判定は令和 5 年 12 月末時点で行いますが、同一生計配偶者については令和 5 年 12 月末現在では所得把握ができない方につきましては令和 7 年より減税を行うことを規定しております。新旧対照表の 11 ページから 12 ページをご覧ください。附則第 5 条第 2 項は用語の整理を、附則第 5 条第 3 項は肉用牛売却により課税対象となる税額が発生する場合、定額減税の対象となる事を規定するものです。附則第 7 条の 3 第 3 項につきましては長期優良住宅促進に関する法律に規定する長期優良住宅区分所有分この規定においてはマンションの事を言いますが新築した場合申告により該当家屋に係る固定資産税が減免される規定を追加、もし申告がなかった場合であっても、管理者からの申請等の書類等により適合することが明らかであれば申告を有しないとするものです。新旧対照表の 12 ページから 14 ページをご覧ください。附則第 7 条の 3 新第 8 項から 12 項につきましては地方税法施行規則改正に伴うもの、新第 3 項の追加に伴う条ずれの改正です。新旧対照表 14

ページから 18 ページをご覧ください。附則第 8 条から附則第 12 条までは固定資産税評価替えに伴う改正です。新旧対照表 18 ページから 21 ページをご覧ください。附則第 13 条の 3 第 3 項第 5 号から附則第 17 条の 3 第 5 項第 5 号までは長期短期譲渡所得、利子等配当所得など分離課税所得についても、定額減税の対象となる規定になっております。公益信託に係る第 24 条の改正規定については令和 8 年 1 月 1 日からの施行、定額減税課税免除固定資産税評価替えに係るものは令和 6 年 4 月 1 日からの施行となります。

以上のとおりであります。地方税法等の関係法令の一部改正に伴い、令和 6 年 3 月 31 日付け専決処分致したものでありますのでご理解いただきご承認下さいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第 1 号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○菅野議長 承認第 2 号西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。吉見町民税務課長。

〔吉見町民税務課長 登壇〕

○吉見町民税務課長 承認第 2 号、西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について補足説明を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令第 17 号が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることによる改正であります。国民健康保険税につきましては基礎課税額医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の三つを合計して算出されます。今回の改正についてはひとつめに後期高齢者支援金の課税上限額 22 万円を 24 万円に、ふたつめとして基礎課税額医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の各々均等割り、平等割の 7 割、5 割、2 割軽減を定めておりますが 5 割、2 割の軽減判定額を改正するものであります。新旧対照表の 22 ページをご覧ください。課税

額を定める第3条第3項では後期高齢者支援金分の所得割課税の限度額22万円を24万円に、減額を定める第11条第1項には各々算定される所得割、均等割、平等割の合計額につき後期高齢者支援金分の課税限度額について第3条第2項の改正同様22万円を24万円に改正するものであります。第11条第1項第2号は均等割と平等割の軽減判定について5割軽減の基準額を世帯内加入者一人当たり29万円を29万5千円に改正するものです。新旧対照表23ページをご覧ください。第11条第1項第3号は均等割と平等割の軽減判定について、2割軽減の基準額を世帯内加入者一人当たり53万5千円を54万5千円に改正するものです。

以上のとおりでありますので、関係法令の一部改正に伴い令和6年3月31日付け専決処分致しましたのでご理解いただきご承認下さいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第2号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○菅野議長 承認第3号西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。吉見町民税務課長。

〔吉見町民税務課長 登壇〕

○吉見町民税務課長 承認第3号西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について補足説明を申し上げます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除、または、不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令令和6年総務省令第35号が公布され、令和6年4月1日施行とされたことによる改正であります。固定資産税の減収補填期間が令和9年3月31日までとされたことによる所要の改正を行うものです。新旧対照表の24ページをご覧ください。附則第2項について当初は総務省令適用期限となる減免を受けた固定資

産税の補填が３年間であるため３年間の時限立法であります。今回同様政令の改正により３年間延長されたため適用期限を３年間延長し令和９年３月３１日までとするものであります。

以上のとおりであります。関係法令等の一部改正にともない令和６年３月３１日付け専決処分いたしましたものでありますのでご理解いただきご承認下さいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第３号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○菅野議長 承認第４号西川町産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。石川かせぐ課長。

〔石川かせぐ課長 登壇〕

○石川かせぐ課長 承認第４号西川町産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について補足説明を申し上げます。本条例は西川町における産業立地の促進と雇用機会の拡大を図るため町内に事業所を新設し、または増設し、もしくは移設する事業者に対して、奨励金を交付し地域経済の発展等に資することを目的としているものでございます。内容は別表について規定する奨励措置の指定要件中、事業所設置奨励金に係る適応要件を西川町過疎地域固定資産税課税免除条例の執行期限を延長したことによって、規定の整備を図ると共に雇用奨励金に係る適応要件を投下固定資産額に関わらず拡充を図るため改正するものでございます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第4号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○菅野議長 議第34号令和6年度月山湖カヌースプリント競技場まねきの丘艇庫新築工事請負契約の締結について、を議題とします。

提案理由の補足説明を求めます。安達まなぶ課長。

〔安達まなぶ課長 登壇〕

○安達まなぶ課長 議第34号令和6年度月山湖カヌースプリント競技場まねきの丘艇庫新築工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。本議案につきましては伊藤建設株式会社、株式会社千歳建設、山形建設株式会社、株式会社市村工務店、株式会社佐藤建設の5社を指名し、4月11日に入札を行った結果、西川町大字入間334番の1乙地、株式会社佐藤建設が6億5百万円で落札致しましたので消費税込み6億6千5百50万円で契約を締結しようとするものであります。指名業者予定価格等につきましては議案参考資料に記載しておりますのでご覧ください。設計金額は消費税抜きで6億7百8万円、予定価格も同額となっております。工事の概要につきましては月山湖カヌースプリント競技場まねきの丘にカヌー艇庫を建設するものであります。工期は令和7年3月27日としております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただきご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番佐藤仁議員。

○5番（佐藤仁議員） ふたつほどお聞きします。あの、請負形態は例えば電気とか設備とかあと分ければ外構とかありますけども、一括発注という事でよろしいんでしょうか。それとも他のやつが別途発注工事があるのかどうか確認をお願いします。あともう一点が働き方改

革で 2024 年度からということで 4 週 8 休の要綱があります。これに認定するのかどうか。
するしないは発注の時に業者さんにお知らせをするはずだと思うんですが、そこら辺の内容
はどうなっているのかお聞きします。

○菅野議長 答弁は、菅野町長

○菅野町長 お答えいたします。ひとつめは一括発注でございます。ふたつめの点については
積算の面では当然週休二日制の導入に基づいて積算をしております。また営繕工事における週
休二日確保工事实施要項の業者さんにですね、お示しした上でこちらを出来るだけ遵守できる
ようお願いしている所でございます。しかしながら業者、事業者さんからはですねもちろん工
期の事もありますので、こちらを義務規定ではなくて努力規定という形でお話しさせていただ
いて、引き続き対話の機会を設けて実施状況、工期の事もあるものですから定期的にお話し合
いを進めて行こうという事で折り合いがついております。

○菅野議長 5 番佐藤仁議員。

○5 番（佐藤仁議員） 建築工事では今年度なってから大きな、工事規模も大きいし初めてと
いう事でいろいろ模索するところがあると思います。要綱の中にもやっぱり降雪に伴うものは
予め週休二日の中に入れるとかいろいろこう緩和する項目もあります。例えば本来 1 月から 3
月は結構仕事が雪で出来ない面があるんだと思います。例えばそこら辺が週休二日の項目で換
算すれば何とか工期でその週休二日を達成できる。但し日曜祭日休みなしで働かないと達成が
出来ないと、いろいろ面があります。但し緩和措置も要綱の中にありますので、今回を契機に
今後の発注のやり方とか運用の仕方を所内で検討して頂く材料として、材料としてはちょっと
語弊在りますけども、いろいろな課題等を出しながら今後の発注に活かしていただきたいなと
思います。あと終わった後の評価制度もありますので、そこらへんの形体もトラブルの無いよ
うに今後進めていただければというふうに思います。以上です。

○菅野議長 その他質問ございませんか。

○菅野議長 その他質問なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。
議第 34 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、報告第 1 号 令和 5 年度西川町水道事業会計予算繰越計算書の報告につい

てを議題とします。

眞壁建設水道課長。

〔眞壁建設水道課長 登壇〕

○眞壁建設水道課長 報告第1号令和5年度西川町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明いたします。地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和5年度において西川町水道事業会計予算の建設改良費の一部を翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。次のページの別紙をご覧ください。1款1項の綱取地内排水管布設替工事及び志津地区排水管布設替工事実施設計業務委託に係るものであります。予算計上額は1億1,328万989円、支払義務発生額は1億443万8,600円、翌年度繰越額は781万3,000円であります。財源内訳は記載のとおりであります。不要額は102万9,389円であります。以上ご報告申し上げます。

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、全て終了しました。

会議を閉じ、令和6年西川町議会第4回臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

〔閉会時刻 午前 10時07分〕

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員